

光ファイバ整備事業計画の募集について

1 目的

民間事業者による、総務省の「高度無線環境整備推進事業（令和2年度第二次補正予算）」を活用した、浜松市内の光ファイバ未整備地域における光ファイバによる超高速通信基盤の整備について、浜松市が民間事業者の整備計画に基づき整備費用等の一部を支援し、その整備を促進する。

2 概要

- (1) 整備主体 民設民営方式による整備とする。
- (2) 条 件 総務省の高度無線環境整備推進事業（令和2年度第二次補正予算）の活用を前提とする。
- (3) 整備期限 令和3年3月31日まで

3 整備計画提案の募集

- (1) 応募資格要件 電気通信事業法 第2条第5号に定める電気通信事業者
- (2) 仕 様 別紙1のとおり。
- (3) 応募書類
 - ・浜松市光ファイバ網整備計画提案申込書
 - ・事業計画書（整備地区を示し、それに必要な伝送路の整備を行うこと。）
 - ・整備地区図（整備ルートも明記すること。）
 - ・事業費・財源内訳見込書
 - ・市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書（該当する場合）

※ 応募内容について、ヒアリングの実施を行う。

- (4) 提出先 〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12番7号
浜松市地域情報センター4階
浜松市役所情報政策課 ICT活用促進グループ
（電話）053-457-2722
（E-mail）i-promo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
- (5) 提出方法 持参又は郵送による提出に合わせ、データでの提出も行うこと。
- (6) 参加条件

- ・事業計画の整備地区（町・大字）について、総務省の「高度無線環境整備推進事業（令和2年度第二次補正予算）」による国庫補助金の交付が見込まれること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ・市税を完納していること（該当する場合）。

- (7) 説明会 実施しない。
- (8) 質疑・応答
- ・質問方法 質疑応答書を、上記の E-mail アドレス宛に提出すること。
 - ・回答方法 提案応募者全員へ E-mail で送信する。
- (9) 選定方法 浜松市において、別紙 2「評価基準」に基づき整備規模及び内容を審査して決定する。

※ヒアリングの結果、提出された整備計画の変更を申し入れる場合がある。

4 財政支援

(1) 支援提示・条件

- ・浜松市の財政支援について、必要とする財政支援の規模及び内容を提示すること。
- ・浜松市の財政支援は、総務省の高度無線環境整備推進事業を活用した整備が完了した年度に行うことを基本とする。

(2) 注意事項

- ・財政支援は、浜松市議会で予算案が可決された場合に限り行う。
- ・予算案が可決されない場合でも、浜松市は一切の責任を負わないこととし、本件に要した経費等に係る賠償責任は負わず、補てんは行わない。

5 スケジュール

募集開始	令和 2 年 8 月 25 日 (火)
質問書の受付期間	令和 2 年 8 月 26 日 (水) 9 時から 令和 2 年 8 月 28 日 (金) 12 時まで
質問書に対する回答	令和 2 年 9 月 1 日 (火)
提案申込書提出期限	令和 2 年 9 月 11 日 (金) 12 時まで
ヒアリング	令和 2 年 9 月 15 日 (火)
事業者決定	令和 2 年 9 月 15 日 (火) から 令和 2 年 9 月 18 日 (金) まで
決定結果の通知	令和 2 年 9 月 18 日 (金)

※市議会での予算案可決後、決定とする。

6 その他

提出された書類について、浜松市が必要と認める場合には、あらかじめ事業者の承諾を得ることによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

光ファイバ整備事業計画仕様

1 概要

(1) 実施方針

電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に定める電気通信事業者。以下「事業者」という。）が光ファイバ未整備地域に光ブロードバンドサービスを提供する「民設民営方式」とする。

(2) 整備の方針

情報通信基盤は FTTH（光ファイバ）方式とし、計画に基づき事業者が主体となって基盤整備に取り組むこととする。

(3) 提供サービス

光ブロードバンドサービス

(4) サービス提供範囲

浜松市内における光ファイバ未整備地域

(5) 条件

総務省の高度無線環境整備推進事業（令和 2 年度第二次補正予算分）の活用を前提とする。

(6) 整備期限

令和 3 年 3 月 31 日まで

2 サービス提供に係る要件

本市が求める要件を示すものであり、応募における必須要件を示すものではないので、その点には十分に留意すること。

(1) サービス提供地域に関する要件

- ・ サービス提供地域について、地域特性、居住地域等を考慮し、整備の基本的な考え方と具体的な整備ルート及びサービス提供エリアを提示すること。また、整備地区内の世帯（法人を含む）が加入を希望する場合には、サービスを提供すること。
- ・ 公共施設（第 1 種協働センター、図書館、公設医療機関、文化施設、小中学校）を含めること。

(2) 通信速度等

- ・ 通信速度 1Gbps 以上（上り下りともに）
- ・ 帯域保証 ベストエフォート型

(3) サービスグレード

整備地区内に地域格差が発生しない通信サービスであること。

(4) 電話サービス

- ・ これまでの固定電話と同番号による IP 電話が利用可能なサービスであること。
- ・ これまでの固定電話並みの品質を確保し、固定電話と同等の IP 電話サービスの付加サービスを利用することが可能であること。

(5) インターネット

複数のプロバイダから加入者が自由に選択可能であること。

(6) 法人向けサービス

VPN サービス等の高セキュリティ対策を施したサービスを提供すること。

評価基準

評価項目	評価のポイント
1 事業に関すること	
①サービス提供地域	地域特性、居住地域等を考慮した整備の基本的な考え方、具体的な整備ルート、サービス提供地域
②サービスやサービス提供後のサポート	サービス提供後のトラブルやソフトウェアの操作方法等についてのサポート体制
③運用保守	通信料金、受付、保守の運用体制
④無線局の運用による地域の活性化又は地域の課題解決に向けた取組	取組内容、見込まれる効果
2 整備事業費に関すること	
①事業費	業務内容に対する事業費の積算基礎、考え方
②本市財政支援	本市の財政支援を必要とする場合の理由、規模、考え方

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

浜松市光ファイバ整備計画提案申込書

浜松市光ファイバ整備に関する計画を提案したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

1 事業の内容

市内の光ファイバ等の超高速通信基盤が未整備の地域において、高速かつ大容量無線局の前提となる光ファイバ等の伝送路設備等を整備し、設備等を維持管理するもの

2 経費の配分

事業費・財源内訳見込書のとおり

3 経費の使用方法

伝送路設備の整備等に係る費用

4 完了予定期日

事業計画書のとおり

5 その他事業の遂行に関する計画

事業計画書のとおり

6 市による財政支援の見込額

事業費・財源内訳見込書のとおり

7 市による財政支援の算出基礎

事業費・財源内訳見込書のとおり

事業計画書

申請者に関する情報	
営む主な事業	電気通信事業法第2条第5号に定める電気通信事業
資産	別添のとおり
負債	別添のとおり
事業に関する情報	
町名・大字名	
事業の完了	令和 年 月 日
設備等	
サービス	
運用保守等	
無線局の運用による地域の活性化又は地域の課題解決に向けた取組	
その他	

(注1) 事業に関する情報には、別紙1「光ファイバ整備事業計画仕様」に対応する形で記載すること。

ア 設備等には、設備等の概要、整備地区内の世帯カバー率、建物の堅牢性などを記載し、範囲や詳細等を示した図を添付すること。

イ サービスには、提供見込世帯数、通信速度、IP電話サービスの付加サービス、選択可能なインターネットプロバイダ、法人向けサービスの種類などを記載すること。

ウ 運用保守等には、受付体制、通信料金、通信機器の状態管理の方法、災害時の復旧想定、整備地区に近接する保守拠点などを記載すること。

事業費・財源内訳見込書

経費		財源内訳	
	千円		千円
計	千円	計	千円

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

市税の納付又は納入の状況についての確認に関する同意書

浜松市光ファイバ整備に関する計画の提案に伴い、市において、申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

1 法人名

2 法人名ヨミ

3 所在地

4 設立年月日
年 月 日

5 宛名番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

